総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令

総合法律支援法施行規則（平成二十七年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（会計の原則） **第十四条**　［略］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　［略］	（会計の原則） **第十四条**　［同上］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○財務省令第五十四号

税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号）第二条第五号及び第六号の規定に基づき、税理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日　　財務大臣　片山さつき

税理士法施行規則の一部を改正する省令

税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第五条第一項又は第九条」を「第九条第一項又は第十三条第一項」に改め、同項第三号及び同条第二項第一号中「第二十三条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年八月七日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の税理士法施行規則第二条第一項第一号に規定する金融証券検査官の行う検査事務に従事した期間を有する者に係る税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五条第一項に規定する税理士試験の受験資格については、なお従前の例による。

○財務省令第五十五号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人酒類総合研究所に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日　　財務大臣　片山さつき

独立行政法人酒類総合研究所に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人酒類総合研究所に関する省令（平成十三年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企業会計原則等） **第九条**　［略］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　［略］	（企業会計原則等） **第九条**　［同上］ 2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。